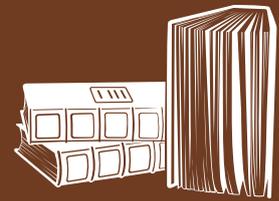




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

貸金業者が個人借主に対する貸金債権の時効(消滅時効)の完成後に、貸金債権につき支払いを求める訴訟を提起し、これに対し債務者が債務を認める答弁書を提出したが、債務者による時効援用が認められた事例

XとYは継続的消費貸借取引にかかる契約を締結した後、債務弁済変更契約を締結し、これに基づき取引を行ってきたが、Yは支払いを怠り残債務につき期限の利益を失い、最後の弁済から5年の時効(以下、本稿で「時効」とは消滅時効の意味で用いる)期間が経過した。Xは、Yに対して残債権の支払いを求める訴訟を提起し、Yは債務を認め分割払いを希望する旨の答弁書を提出し、第1回期日でその旨陳述した。Yはその後に法律相談により時効援用が可能なることを知り、第2回期日において時効を援用した。裁判所は、信義則(民法1条2項)に照らし、Yの対応等によって、Yがもはや消滅時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼がXに生じたとはいえないとして、Yの時効援用を認め、Xの請求を棄却した。(大阪地方裁判所 令和6年5月10日判決、消費者法ニュース141号129頁)

原告：X(貸金業者)
被告：Y(個人借主)

事案の概要

1. 訴訟に至る経緯

(1) X Y間の継続的消費貸借取引

XはYと、平成10(1998)年1月7日、継続的消費貸借取引にかかる契約を締結し、また、平成16(2004)年3月10日、本件取引につき、債務弁済変更契約を締結し、以降、これに基づき取引を行った。

(2) Yによる期限の利益の喪失(時効の進行開始)

平成17(2005)年4月15日、Yは本件変更契約に基づく分割金の支払いを怠り、期限の利益を失った。Yによる最後の返済がされた平成18(2006)年6月28日から時効が進行開始した。

(3) 時効完成後のXの債権回収行為

Xは残債権につき、電報や郵便による督促が功を奏さなかったため、令和3(2021)年11月

12日、Aにその回収を委託した。Aは、Yに同月19日、「状況のお伺い」と題する書面を送付したところ、Yからの問い合わせを受けた。

(4) Xによる訴訟提起、Yによる答弁書の提出

Xは、令和4(2022)年9月20日、大阪簡易裁判所に、本件訴えを提起し残債権の支払いを求めた。Yは、同年10月31日、大阪簡易裁判所に答弁書を提出し、訴状の請求原因記載の事実を認め、令和5(2023)年1月から1万円ずつの分割払いを希望する旨を記載していた。

(5) その後の和解交渉

令和4(2022)年11月4日の期日に、Yは司法委員を交えてXと和解協議をした。Xは、145万円を支払総額とし、1万円の145回払いとする和解を提案したが、和解はまとまらなかった。

(6) Yによる訴訟中の時効の援用

Yは、その後、弁護士への法律相談により時効



の援用が可能なことを知り、同年12月9日の第2回期日において時効を援用した。

(7)大阪地方裁判所への移送

大阪簡易裁判所は、令和5(2023)年3月17日、本件を大阪地方裁判所に移送した。

2. 本件における争点

Xは、Yは時効を援用するが、答弁書の提出・陳述により、請求原因を認める旨を表示しており、債務承認をした以上、時効の援用は信義則に反して許されないと主張する。

3. 本判決の結論

本判決は、2.の争点について判断し、Yによる時効援用を認め、Xの請求を棄却する。

理由

1. 原則論について(最高裁判所判決の確認)

「債務者が自己の負担する債務について消滅時効が完成した後に債権者に対して権利の承認をした場合に、消滅時効の援用が許されない趣旨は、時効の完成後、債務者が権利の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らし相当であり、またかく解しても永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反しないからである(最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁)」。

2. 例外の余地がある

「信義則に反するか否かは、その評価根拠事実と評価障害事実を総合的に考慮して判断すべき問題であり、信義則に反しない方向で考慮すべき事実(評価障害事実)が存在する場合であっても消滅時効の援用が許される余地がないとは解し難い。むしろ、債務者が、自己の負担する債務について時効が完成した後に、債権者に対し権利の承認をしたとしても、債権者及び債務者の具体的事情を総合考慮し、信義則に照らして、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨である

との保護すべき信頼が債権者に生じたとはいえないような場合には、債務者にその完成した消滅時効の援用を許すのが相当である」。

3. 本件についてのあてはめ

(1) XとYの法的地位

Xは貸金業者であり、貸金に関する法的知識を有していることが推認されるのに対し、Yは貸金に関する法的知識を有していなかったものと推認される。

(2) Yが答弁書を提出した状況

本件変更契約が締結された際に、利息制限法所定利率への引き直し計算がされることなく、本件変更契約に基づく残債権を訴訟物として、本件訴えを提起したところ、Yは、利息制限法所定利率や消滅時効に関する法的知識を有しないまま、本件答弁書を陳述するなどしている。

(3) XがYの承諾を得た経緯

Xは、貸金業者として、本件取引の経緯に照らし、Yから消滅時効の援用がされる可能性があることを認識した上で本件訴えを提起したことが十分に認識され、Yが法的知識を欠いていることを奇貨として、本件変更契約に基づく残債権の回収を図ったものとみることができる。

(4) 結論(請求棄却)

「これらの諸状況を総合考慮すると、信義則に照らし、本件期日におけるYの対応等によってYがもはや消滅時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼がXに生じたということとはでき」ない(Yの消滅時効の援用を認める)。

解説

1. 時効完成後の債務承認と時効援用の可否

(1) 時効援用権の放棄が必要

債権は、時効期間の満了により「消滅」するものと規定されているが(民法166条1項)、現在は、当然に消滅するのではなく、当事者の援用により消滅するものと解されている(停止条件説)。

時効完成後には、債務者による時効利益の放棄は可能であり(民法146条反対解釈)、停止条件説では、時効完成により成立した時効援用権



(以下、援用権)の放棄ということになる。

(2) 援用権の放棄の要件

援用権の放棄のためには、時効制度そして時効完成を知り援用権が成立していることを知っていることが必要である。そのため、債務者が、時効完成を知らずに債務の支払いを約束しても、時効援用が許されそうである。

(3) 時効による未弁済者の債務解放への批判的評価が基礎にある

しかし、それは適切ではないという評価が、従前の判例の前提にあったように思われる。債務を支払っていないことを認めた以上、債務者に時効援用を認めるべきでない、時効は債務を履行した債務者が履行したことの証明ができないことへの救済制度であるという理解である。

(4) 時効援用を認めないという結論が先にある

上記のような評価に基づいて、援用はもはや認めないという結論は決まっていたといえる。

この結論の実現のため、当初の判例は時効完成を知っているものと推定した。しかし、それは経験則に反するため、参考判例①は、援用を否定する結論は維持しつつ、信義則による援用制限によったのである。

(5) 異なる時効観の学者からは批判された

しかし、時効は不道德な制度であり、借金を返済していないことを自認する債務者を保護する必要はないという評価に対し、時効を債務解放という合理的な制度と評価する学説もある。この立場からは、参考判例①は全面的に批判された(援用権の放棄が絶対に必要になる)。

2. 参考判例①の根拠

参考判例①の根拠は2つである。

(1) 矛盾行為禁止(債権者の信頼保護)

参考判例①は、時効完成後の債務者による債務承認は、「時効による債務消滅の主張と相容れない行為」であり、「相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考え」ことを根拠とする。

(2) 時効の制度趣旨と抵触しない

また、参考判例①は、「かく解しても、永続した

社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するものでもない」ともいう。「永続した社会秩序の維持」を時効の制度趣旨と位置付けてそれと抵触しないというのである。

3. 参考判例①の事案と信頼

(1) 事案

参考判例①の事案は、製材並びにその販売を業とする商人甲が、乙から7万8000円を借入れ、時効完成後に甲が乙に対し「本件借入金を元金だけにまけて貰いたい」等の手紙を書いた事例である。恐らくどちらも時効完成を知らず、乙の信頼も、「時効が完成しているが放棄をしてくれた」という信頼ではなく、とまかく支払い約束がされたという信頼に過ぎない。

(2) 信頼についての疑問1

そのため、債権者の信頼という点について批判する学説もある。債務者は時効完成を知らないのが普通であるから、債権者は、債務者が後日時効完成を知れば時効援用をすると予想するはずである。

(3) 信頼についての疑問2

また、債権者もまた時効完成を知らなければ、「債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考え」などということとはあり得ないとも批判する。

(4) 信頼についての疑問3

さらには、債権者が時効完成を知っていたならば、時効完成を知らない債務者が債務承認をした場合、後日に時効完成を確知した債務者に対し、もはや時効を援用できないと主張するのは、「債務者の無知に乗ずるものというべきであり、債権者の方が却って信義則に反する」とも批判をする。

4. 例外を認める裁判例

(1) 例外を認める判決が増加している

最高裁判決ではないが、下級審判決には、債権者が貸金業者の事例で、債務者の援用を認める数多くの判決が出されている。しかし、同様の事例で援用を認めない判決も多く、完全に判例が確立しているとはいえない。とはいえ、概ね援用



を認める方向に収斂^{しゅうれん}しそうな状況である(最高裁判決が待たれる)。否定の説明には、①債務者に債務消滅の主張と相容れない行為ではないという判決と、②債権者の保護に値する信頼を否定する判決とがあり、後者が多数である。

(2) 2025年1月11日の全国クレサラ・生活再建問題対策協議会の決議

貸金業者による参考判例①につけ込んだ債権回収行為が横行していることから、標記協議会により「時効債権の取り立ての規制を求める決議」が採択され、「国に対し、貸金業者、貸金業者から委託を受けた者、貸金業者の貸金債権を譲り受けた者による、消滅時効期間が経過した債権の請求について、これを規制する方策を講じるよう求め」ている。

5. 関連問題

(1) 時効完成を知らせる義務は一貫して否定

貸金業者(債権者)の個人債務者に対する、時効完成を知らせた上での支払い意思を確認する義務は、判例により一貫して否定されている。

(2) 債権者による暴言、強要、欺罔等は援用を認めるために必須ではない

例外的に債権者の信頼が保護されないための事情として、債権者による暴言、強要、欺罔^{ぎもつ}等は必須とされていない。また、長時間執拗に弁済を迫ったことも必要ではない。困惑動揺に乗じて、少額を支払わせたのであればよい。

(3) 証明責任

参考判例①を原則とすれば、債権者は時効完成後の債務承認の事実さえ証明すればよく、債務者側で、債権者に保護に値する信頼が認められない特段の事情を証明することが必要になりそうである。本判決は、この問題を規範的要件として理解し、債権者・債務者が双方が自己に有利な事情を出し、裁判所がそれらを総合判断して、保護に値する信頼が成立していたかどうか判断するという、かなり大胆なことを述べている。

6. おわりに —— 本判決の先例としての意義

時効完成後に債務者が債務承認をただけでなく、必ずしも債務者は援用権を失うわけではな

いが、債務承認をしても債務者が援用権を失わないための基準は、判例上確立されているわけではない。本事例では、裁判外での債務承認ではなく、債務者が債権者により訴訟を提起され、債務を認める答弁書を裁判所に提出した行為が問題とされているのである。

これまで、債務者が口頭弁論期日に答弁書に基づいて債務を承認し、支払い意思があることを示した事例では、参考判例⑦～⑨は、いずれも信義則により援用を否定している。これに対して、本判決は、答弁書で債務承認をし、口頭弁論期日に債務承認をした事例でも、その後の時効援用を認めているのである。債務者寄りの判断を一步進める判決として注目される。本判決が異例な判決になるか、参考判例⑦～⑨を押しつけて確立した判例たる地位を取得するか、今後の判例動向を注視する必要がある。

参考判例

- ①最高裁判所昭和41年4月20日大法廷判決(民集20巻4号702頁)
- ②東京地方裁判所平成26年1月24日判決(LEX/DB25517129[援用肯定])
- ③神戸地方裁判所平成26年8月25日判決(消費者法ニュース102号290頁[援用肯定])
- ④大阪高等裁判所平成27年3月6日判決(消費者法ニュース104号366頁[援用肯定])
- ⑤神戸地方裁判所平成27年9月9日判決(消費者法ニュース106号256頁[援用肯定])
- ⑥東京高等裁判所平成28年9月8日判決(LEX/DB25544467[援用肯定])
- ⑦東京地方裁判所平成29年4月25日判決(LEX/DB25554518[答弁書 援用否定])
- ⑧東京地方裁判所令和3年4月20日判決(LEX/DB25591097[答弁書 援用否定])
- ⑨東京地方裁判所令和4年12月21日判決(LEX/DB25607967[答弁書 援用否定])